

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条の規定に基づく児童手当・特例給付認定請求却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して平成29年7月10日付けで行った児童手当・特例給付認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、同処分を取り消し、児童手当の支給を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 処分庁は、本児に係る児童扶養手当等について、請求人に対し適切な情報提供を行わなかった対応の誤りを認め、所管課長の謝罪とともに、変更決定を行った。請求人は、本児に係る児童手当の支給に関して、離婚前別居の時期から処分庁担当者に対して相談をしていたのであり、児童扶養手当の支給開始月の遡及が認められるのであれば、児童手当については離婚前別居の開始時点からの遡及支給があつて然るべきである。
- 2 上記1のとおり、処分庁は、請求人に対して適切な説明を怠ったことから、請求人は、本件夫と離婚前別居をしていた平成26

年 3 月 から平成 28 年 7 月 までの間（29 月間。以下「対象期間」という。）、本児に係る児童手当の受給資格を有していたにもかかわらず、同受給資格の認定請求をすることができなかったことにより、同期間中の児童手当（月額 10,000 円）を受給することができなかった。

もつとも、請求人は、対象期間中、本件夫から、本児に係る特例給付（法附則 2 条。月額 5,000 円）相当額の送金を受けており、その結果、請求人は、対象期間中を通じて、合計 145,000 円（以下「本件逸失総額」という。）の支給を受けられなかったことになる。

請求人は、上記の事情から、処分庁に対して、対象期間中の本児に係る児童手当の支給相当額の未払い分（本件逸失総額）の支給を求め本件請求を行ったにもかかわらず、処分庁は同請求を否定したのであるから、本件処分は違法・不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 2 月 20 日	諮問
平成 30 年 3 月 13 日	審議（第 19 回第 2 部会）
平成 30 年 4 月 4 日	審議（第 20 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 法4条1項1号は、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（同号イ。以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母であって、日本国内に住所を有する者に対して支給すると定める。

また、同条4項は、児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合であって、当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、生計を同じくするものとみなすと定める。

- (2) 法7条は、法4条1項1号に係る児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないと定める。

法施行規則1条の4は、法7条の認定請求は所定の請求書を市町村長に提出することによって行うと定め（同条1項）、また、一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類を請求書に添えなければならないと定める（同条2項7号）。

なお、〇〇区では、当該事実を明らかにすることができる書類として、一般受給資格者に対し、「児童手当等の受給資格に

関する申立書」及び申立内容の事実を証明する書面（離婚調停期日呼出状の写しなど）を提出するよう求めている。

(3) 法 8 条 1 項は、市町村長は、法 7 条の認定をした一般受給資格者に対し、児童手当を支給するものとし、法 8 条 2 項は、児童手当の支給は、一般受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとする。

(4) 法 9 条 1 項は、児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当額の改定は、その者が、その改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行うとする。

2 本件処分について

請求人の本児に係る児童手当の受給資格については、請求人によりなされた先行請求に基づき、処分庁が、先行処分において、算定の基礎となる児童数、手当月額、支給開始年月及び児童手当・特例給付の区分について、認定を行っていることが認められる。

これに対して、本件請求書に基づいて行われた本件請求は、先行処分後の対象となる児童数の増加などの事由によって、先行処分により決定された支給額の改定を求めるものと認めるべき事情はないものであり、また、請求書の様式には支給開始年月を記入する欄はない。そうすると、本件請求は、すでに先行処分によって決定されている本児に係る児童手当の受給資格認定内容について、処分庁に対して再度認定請求をしたものと解するほかはないから（1・2）、処分庁が、本件請求に対して、本児に係る児童手当は支給済みであるとして、本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

3 上記結論に対し、請求人は、上記（第 3）のとおり主張する。その主張は、要するに、平成 26 年 3 月時点において、請求人及び本件夫は離婚前別居状態にあったため、本児と同居していた請

求人は本児に係る児童手当の受給資格を保有していたところ、処分庁は、そのことを認識していたにもかかわらず、同受給資格の請求に関する適切な説明を怠ったことにより、請求人の同受給資格の請求を妨げたのであるから、対象期間に遡及して同受給資格を認定した上で、未支給分の本件逸失総額を支給すべきであるというものである。

しかしながら、本児に係る児童手当の支給開始年月は、先行処分によって決定されているのであり、支給開始年月を遡及させるべきであるというのであれば、それは、先行処分を取り消すべき理由であり、先行処分に対する審査請求を提起して主張すべきものであった。そして、先行処分は本件処分とは別異の処分であるから、先行処分を取り消すべき理由は本件処分を取り消すべき理由として主張することはできない。したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来